

第101期 中間決算公告

平成22年12月21日

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社 西日本シティ銀行
取締役頭取 久保田 勇夫

中間連結貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	285,974	預 金	6,452,569
コールローン及び買入手形	1,815	譲 渡 性 預 金	163,637
買 入 金 錢 債 権	23,053	コールマネー及び売渡手形	46,771
特 定 取 引 資 産	1,758	債券貸借取引受入担保金	39,176
金 錢 の 信 託	2,965	借 用 金	28,957
有 働 証 券	1,622,598	外 国 為 替	142
貸 出 金	5,131,599	社 会 債 債	91,000
外 国 為 替	3,230	信 託 勘 定 借	1
そ の 他 資 産	47,346	そ の 他 負 債	55,638
有 形 固 定 資 産	122,001	退 職 給 付 引 当 金	11,462
無 形 固 定 資 産	4,386	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	667
繰 延 税 金 資 産	71,718	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	959
支 払 承 諾 見 返	70,346	偶 発 損 失 引 当 金	1,943
貸 倒 引 当 金	△ 55,013	特 別 法 上 の 引 当 金	0
投 資 損 失 引 当 金	△ 700	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22,506
		支 払 承 諮	70,346
		負 債 の 部 合 計	6,985,781
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	85,745
		資 本 剰 余 金	90,301
		利 益 剰 余 金	108,780
		自 己 株 式	△ 651
		(株 主 資 本 合 計)	(284,175)
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	6,499
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,992
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 0
		(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	(34,490)
		少 数 株 主 持 分	28,632
		純 資 産 の 部 合 計	347,299
資 産 の 部 合 計	7,333,080	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,333,080

中間連結損益計算書〔平成22年 4月 1日から
平成22年 9月 30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	83,619
資 金 運 用 収 益	64,852
(う ち 貸 出 金 利 息)	(54,588)
(う ち 有 債 証 券 利 息 配 当 金)	(9,880)
信 託 報 酬	3
役 務 取 引 等 収 益	14,690
特 定 取 引 収 益	94
そ の 他 業 務 収 益	2,641
そ の 他 経 常 収 益	1,336
経 常 費 用	64,176
資 金 調 達 費 用	6,872
(う ち 預 金 利 息)	(5,037)
役 務 取 引 等 費 用	4,807
そ の 他 業 務 費 用	1,800
當 業 経 常 費 用	42,716
そ の 他 経 常 費 用	7,980
経 常 利 益	19,442
特 別 利 益	2,759
特 別 損 失	965
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	21,236
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	645
法 人 税 等 調 整 額	△ 27,340
法 人 税 等 合 計	△ 26,695
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	47,931
少 数 株 主 利 益	1,085
中 間 純 利 益	46,846

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 12社

株式会社長崎銀行

N C B ターンアラウンド株式会社

N C B ビジネスサービス株式会社

N C B オフィスサービス株式会社

N C B モーゲージサービス株式会社

Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited

Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited

株式会社N C B リサーチ&コンサルティング

九州債権回収株式会社

九州カード株式会社

西日本シティTT証券株式会社

西日本信用保証株式会社

なお、西日本シティTT証券株式会社を株式の取得により当中間連結会計期間から連結しております。

また、連結される子会社であるN C B ターンアラウンド株式会社は、平成22年9月30日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

株式会社エヌ・ティ・ティ・データN C B

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

7月14日 1社

9月末日 11社

(2) 7月14日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っています。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っています。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,557百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関する事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 外貨建資産及び負債の換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の貸貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 内部取引等

当行のデリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は18百万円増加し、税金等調整前中間純利益は668百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は965百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 454百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,791百万円、延滞債権額は145,156百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は53百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,821百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は179,823百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は33,605百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	66百万円
買入金銭債権	1,698百万円
有価証券	268,044百万円

担保資産に対応する債務

預金	18,765百万円
債券貸借取引受入担保金	39,176百万円
借用金	1,318百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円及び有価証券155,760百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,660百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,720,133百万円であります。このうち原契約期間が1年内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,699,804百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の土地公示法（昭和44年公布法律第49号）及び同条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額	71,604百万円
11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。	
12. 社債は、劣後特約付社債79,500百万円及び永久劣後特約付社債11,500百万円であります。	
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は11,727百万円であります。	
14. 1株当たりの純資産額	400円 75銭
15. 連結自己資本比率（国内基準）	10.72%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却4,303百万円及び株式等償却1,389百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 58円 75銭
3. 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 55円 36銭

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	285,974	285,974	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	70,496	73,524	3,027
その他有価証券	1,532,205	1,532,205	—
(3) 貸出金	5,131,599		
貸倒引当金(*1)	△50,984		
	5,080,615	5,212,267	131,651
資産 計	6,969,292	7,103,971	134,679
(1) 預金	6,452,569	6,455,334	2,764
(2) 譲渡性預金	163,637	163,637	—
(3) コールマネー及び売渡手形	46,771	46,771	—
(4) 借用金	28,957	29,955	997
(5) 社債	91,000	94,375	3,375
負債 計	6,782,936	6,790,073	7,137
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	569	569	—
ヘッジ会計が適用されているもの	508	508	—
デリバティブ取引 計	1,078	1,078	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 产

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格もしくは当行が合理的に算出した価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。外国証券は取引金融機関及び金融情報提供会社から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は5,865百万円、「その他有価証券評価差額金」は3,520百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は2,344百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割り引くことにより算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

社債の時価は、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は証券会社が公表している価格を時価としております。また、変動金利の社債については、短期間で市場金利を反映し、発行体の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ）であります。これらの取引はすべて店頭取引であり、時価は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	17,094
② 組合出資金(*3)	2,347
合 計	19,441

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について44百万円減損処理を行なっております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	38,541	40,498	1,957
	地方債	15,552	16,062	509
	社債	12,909	13,470	561
	その他	494	502	8
	外国債券	494	502	8
	その他	—	—	—
	小計	67,496	70,533	3,036
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,000	2,990	△9
	外国債券	3,000	2,990	△9
	その他	—	—	—
	小計	3,000	2,990	△9
合計		70,496	73,524	3,027

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	33,640	23,025	10,615
	債券	1,144,892	1,124,274	20,617
	国債	506,564	497,280	9,284
	地方債	200,827	197,975	2,851
	社債	437,500	429,018	8,481
	その他	188,645	183,742	4,902
	外国債券	179,442	174,820	4,621
	その他	9,202	8,922	280
	小計	1,367,178	1,331,043	36,135
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	50,368	67,747	△17,378
	債券	44,443	45,167	△724
	国債	29,402	29,877	△475
	地方債	—	—	—
	社債	15,040	15,290	△249
	その他	70,214	78,113	△7,898
	外国債券	34,333	34,659	△326
	その他	35,881	43,454	△7,572
	小計	165,026	191,028	△26,002
合計		1,532,205	1,522,071	10,133

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,345百万円であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があると認められるもの以外について実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,001	1,001	—	—	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(企業結合等関係)

パークス法の適用

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 西日本シティ TT 証券株式会社

事業の内容 金融商品取引業

- (2) 企業結合を行った主な理由

当行が主要基盤とする福岡県は金融資産規模で国内有数のリテールマーケットであり、あらゆる金融ニーズに対応できるより専門性の高い証券会社を当行グループ内に保有し、預かり資産ビジネスの拡大・強化を通じて総合金融サービスを拡充することを目的としております。

- (3) 企業結合日

平成22年5月6日

- (4) 企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

企業結合の法的形式 株式取得

結合後企業の名称 変更ありません。

- (5) 取得した議決権比率

60.0%

- (6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

西日本シティ TT 証券株式会社は、当行と東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社との共同出資により設立したものですが、当行が持つ豊富な顧客基盤・店舗網、地域に根ざして築き上げたブランド力を活用するとともに、東海東京証券株式会社が独立系フルライン証券会社として培ってきた高度なノウハウ・機能を導入することができると考えたものです。

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年4月1日から平成22年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価 2,550百万円

株式取得費用（現金） 2,550百万円

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

資産 867百万円

（うち現金預け金） 582百万円

負債 245百万円

（うちその他負債） 217百万円

5. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれんの金額

640百万円

- (2) 発生要因

被取得企業に係る当行の持分額と取得原価との差額により、発生したものであります。

- (3) 債却方法及び償却期間

5年間の均等償却

6. 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当中間連結会計期間の開始の日（4月1日）をみなし取得日としているため、該当ありません。